

平成30年度 講習日程

	甲種防火管理新規講習 及び防災管理新規講習 を併せて実施する講習	甲種防火管理再講習 及び防災管理再講習 を併せて実施する講習	乙種防火管理講習	甲種防火管理再講習	防災管理新規講習	防災管理再講習	受付開始日	
4月	第1回 17日(火) 18日(水) 第2回 25日(水) 26日(木)						4月4日 (水)	
5月	第3回 10日(木) 11日(金) 第4回 17日(木) 18日(金) 第5回 21日(月) 22日(火) 第6回 30日(水) 31日(木)							
6月	第7回 8日(金) 9日(土) 第8回 18日(月) 19日(火) 第9回 25日(月) 26日(火)	第1回 29日(金)	第1回 1日(金) 第2回 30日(土)	第1回 15日(金)				
7月	第10回 3日(火) 4日(水) 第11回 12日(木) 13日(金) 第12回 17日(火) 18日(水)							
8月	第13回 6日(月) 7日(火) 第14回 21日(火) 22日(水) 第15回 29日(水) 30日(木)	第2回 31日(金)						
9月	第16回 6日(木) 7日(金) 第17回 11日(火) 12日(水) 第18回 20日(木) 21日(金) 第19回 28日(金) 29日(土)		第3回 10日(月)	第2回 25日(火)				
10月	第20回 1日(月) 2日(火) 第21回 15日(月) 16日(火) 第22回 23日(火) 24日(水) 第23回 30日(火) 31日(水)		第4回 9日(火)			第1回 25日(木)		
11月	第24回 6日(火) 7日(水) 第25回 15日(木) 16日(金) 第26回 19日(月) 20日(火) 第27回 29日(木) 30日(金)	第3回 8日(木)		第3回 22日(木)				10月2日 (火)
12月	第28回 1日(土) 2日(日) 第29回 6日(木) 7日(金) 第30回 18日(火) 19日(水)		第5回 9日(日)		第1回 12日(水)			
1月	第31回 10日(木) 11日(金) 第32回 16日(水) 17日(木) 第33回 24日(木) 25日(金)		第6回 22日(火)					
2月	第34回 1日(金) 2日(土) 第35回 21日(木) 22日(金) 第36回 27日(水) 28日(木)	第4回 6日(水)		第4回 23日(土)			1月15日 (火)	
3月	第37回 4日(月) 5日(火) 第38回 6日(水) 7日(木) 第39回 12日(火) 13日(水) 第40回 19日(火) 20日(水)		第7回 11日(月)					

受講に関するお問い合わせは、お近くの消防署までお願いします。

鶴見消防署 503-0119	保土ヶ谷消防署 334-6696	青葉消防署 974-0119
神奈川消防署 316-0119	旭消防署 951-0119	都筑消防署 945-0119
西消防署 313-0119	磯子消防署 753-0119	戸塚消防署 881-0119
中消防署 251-0119	金沢消防署 781-0119	栄消防署 892-0119
南消防署 253-0119	港北消防署 546-0119	泉消防署 801-0119
港南消防署 844-0119	緑消防署 932-0119	瀬谷消防署 362-0119

平成 30 年度 防火・防災管理者講習のご案内

受講対象者は、横浜市内の建物で防火管理者又は防災管理者として選任される予定又は選任されている方です。

手順1 受講申請します

講習種別・日程はパンフレット裏面のとおりです。

手続方法は2通りです。

講習科目の一部免除を申請する場合は、必ず消防署の窓口で申請してください。

1 消防署の窓口で申請

- (1) 受講申請書に必要事項を記載のうえ、消防署予防課予防係の窓口へ提出してください。
- (2) 受付時間は平日の8時45分から17時までです。
- (3) 「防災管理新規講習」を申し込む方は、申請の際、「甲種防火管理講習」の修了証をご持参ください。

2 横浜市消防局のホームページから申請

- (1) ホームページに掲載の「Web 予約」から画面の案内に従い、必要事項を入力してください。
- (2) ご入力いただいた内容を確認後、電子メールで受講票を送付します。



手順2 受講手数料を納付します

横浜市火災予防条例第69条の2の規定により、受講手数料（非課税）が必要です。講習日前日までに近隣の金融機関で納付してください。納付手数料はかかりません。

納付の確認ができない場合は、受講できません。また、既納の受講手数料は返還いたしませんのでご注意ください。

1 消防署の窓口で申請した場合

窓口でお渡しした納付書で、講習日前日までに受講手数料を納付してください。

2 横浜市消防局のホームページから申請した場合

ご入力いただいた住所へ、納付書を郵送いたしますので、講習日前日までに受講手数料を納付してください。

講習科目の一部免除

次の講習の種別に応じた講習の既修者は、重複する講習科目の受講が免除されます。ただし、効果測定は免除されません。また、受講申請は消防署の窓口のみとなります。

- 1 甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する講習
「防火対象物点検資格者講習」「自衛消防業務講習」「防災管理点検資格者」の既修者
- 2 防災管理新規講習
「自衛消防業務講習」の既修者
- 3 講習開始時刻又は終了時刻が異なりますので、受講申請時にご確認ください。
- 4 受付は消防署の窓口のみとなります。資格を証明する修了証等をご持参ください。
- 5 横浜市消防局のホームページから受講申請された場合は、一部免除が適用されませんのでご注意ください。

その他

- 1 講習開始時刻を過ぎると、講習会場へ入室することができませんのでご注意ください。
- 2 「甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する講習」は連続した2日間の講習を受講する必要があります。
- 3 「甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する講習」の2日目に避難設備等の実技講習がありますので、支障のない服装での参加をお願いします。
- 4 講習会場には駐車場及び駐輪場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。
- 5 受講申請は、講習日の7日前又は定員に達した時点で締め切りとなります。
- 6 講習の終了が正午を過ぎる講習（甲種防火管理再及び防災管理再を併せた講習を除く）については1時間（12時から13時）の昼休みがあります。
なお、講習会場に食堂はありませんので、お近くの飲食店等をご利用いただくか、昼食をご持参ください。ごみはすべてお持ち帰りください。
- 7 自然災害等により講習を中止することがあります。中止した場合は、別の講習日へ振替えて受講していただきます。ただし、振替受講ができない場合は、受講手数料を返還します。

修了証の交付について

全ての科目を受講し、効果測定を修了された方に対し、修了証を即日発行します。